

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【地域の人口構造】

本町の人口は、昭和30年の17,764人をピークに減少が続き平成27年国勢調査では10,135人と減少となっており2025年には8,705人まで減少することが予想されている。また、年齢階級別に見ると年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、高齢者人口(65歳以上)の総人口に占める割合は、それぞれ9.9%、52.7%、37.4%となっている。全国的な人口減少、少子高齢化社会の中で本町人口も減少の一途をたどっており、高齢者人口は2025年には43.7%に達することが予想され、これまでに経験したことのない超高齢化社会を迎えることになる。

このような人口減少や少子化は産業の担い手や地域経済規模の縮小、地域コミュニティの衰退などを招き、高齢化は社会保障費の増大などを招くことから、人口問題は町民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

【産業構造及び中小企業者の実態等】

就業人口は昭和60年国勢調査で7,458人であったものが、平成27年国勢調査では5,112人となっている。産業別で見ると第1次産業は2,867人から1,582人と1,285人の減少、第2次産業は1,436人から868人と568人の減少、第3次産業は3,155人から2,562人と593人と減少となっている。本町の総生産は平成26年経済センサスで見ると第1次産業39億4500万円、第2次産業44億1100万円、第3次産業194億8500万円となっており割合は、それぞれ14.2%、15.8%、70%となっている。

本町には小規模事業者や零細企業が多く、人口減少や少子高齢化に伴って事業承継がうまくいかず廃業する事業者が増加してきている。また、町外資本の大手スーパーやドラッグストアなどが地域に参入してきており、地元事業者にとっては非常に厳しい状況になってきている。

このような状況の中、国の経済対策などにより国の景気は緩やかな改善傾向にあると言われているが、地域の小規模事業者などにはその効果を見ることができず厳しい状況が続いており、本町としてもさまざまな対策が必要である。

(2) 目標

現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。そこで、生産性向上特

別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業の生産性を抜本的に向上させ、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくこと、ひいては当町の経済発展につなげていくことを目指す。

そこで、本町では計画期間に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

三戸町の中小企業等の事業者は、広域に立地している。この地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町における産業の状況は農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町経済、雇用を支えているため、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかの期間を選択し、設定するものとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。